平成２８年（フ）第８９８号
埼玉県川口市大字芝6943番地　サニーコーポ川口102号
債務者　藤井　勝徳
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３２９号
埼玉県三郷市早稲田１丁目５番地５　アティアス三郷304号
債務者　寺澤　雄一
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３４４号
埼玉県越谷市宮本町３丁目179番地８
債務者　野中美代子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３５４号
埼玉県春日部市花積507番地21　エル・クレール202号
債務者　山崎　貴子（旧姓忍足）
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３６０号
埼玉県越谷市大字袋山442番地１　メゾンペーシュⅡ103
債務者　藤田　正好
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３９３号
埼玉県春日部市下大増新田215番地３
債務者　若島佐智子（旧姓八木）
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２０６号
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾507番地１
債務者　片山二三子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２１８号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　県営熊谷玉井団地26号棟202
債務者　森久保　東
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第９２７号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字中地４番地　フジハイツ303
債務者　濱田富士子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９９５号
愛知県豊明市西川町長田17番地23　レオパレスオサダ102号
債務者　野宮　正法
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６２号
堺市堺区出島海岸通４丁２番28号　福田文化Ｃ号室
債務者　山本　翔子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４８２号
堺市北区東雲東町２丁２番２―107号
債務者　粟　　政實
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４８３号
堺市北区東雲東町２丁２番２―107号
債務者　粟　ナルシサ　ビログこと　ＡＷＡ　ＮＡＲＣＩＳＡ　ＶＩＬＯＧ
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５２４号
大阪府羽曳野市西浦１丁目２番28号
債務者　**中西**　利永（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５３０号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目５番１―603号
債務者　木下佐百合
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５３７号
堺市西区山田１丁14番地11
債務者　濱口かおる（旧姓薮）
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５４６号
堺市東区引野町３丁219番地３　メイゾン初芝405号
債務者　森屋富実雄
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで大阪地方裁判所堺支部破産係